

令和 7 年 9 月 (定 例 会)

第 3 9 7 回 宮 城 県 議 会 議 案

目 次

議 案

	頁
議第107号議案 宮城県県税条例の一部を改正する条例	4
議第108号議案 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	6
議第109号議案 震災対策推進条例の一部を改正する条例	7
議第110号議案 損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例	9
議第111号議案 産業交流センター条例の一部を改正する条例	11
議第112号議案 和解及び損害賠償の額の決定について	14
議第113号議案 公立大学法人宮城大学の定款変更について	15
議第114号議案 財産の取得について（情報通信機器（タブレット端末等）一式）	17
議第115号議案 工事請負契約の締結について（県民会館・NPOプラザ複合施設（仮称）新築電気工事）	18
議第116号議案 工事請負契約の締結について（県民会館・NPOプラザ複合施設（仮称）新築衛生工事）	19
議第117号議案 工事請負契約の締結について（県民会館・NPOプラザ複合施設（仮称）新築空調工事）	20
議第118号議案 工事請負変更契約の締結について（旧笹川排水機場建設工事）	21
議第119号議案 工事請負変更契約の締結について（旧笹川排水機場機械設備工事）	22
議第120号議案 工事請負変更契約の締結について（宮城県佐沼高等学校校舎等改築工事（その1））	23
議第121号議案 工事請負変更契約の締結について（宮城県迫桜高等学校校舎等改修工事）	24
議第122号議案 工事請負変更契約の締結について（宮城県立視覚支援学校校舎等改築工事）	25

報 告

報告第 24 号	専決処分の報告について（宮城県佐沼高等学校校舎等改築工事（その 2）の請負契約の変更）	27
報告第 25 号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）	28
報告第 26 号	専決処分の報告について（県営住宅の明渡請求等に係る訴えの提起）	30
報告第 27 号	専決処分の報告について（交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定）	31

議第107号議案

宮城県県税条例の一部を改正する条例

宮城県県税条例（昭和25年宮城県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 （県民税の法人税割の税率の特例） 第8条 昭和51年5月1日から<u>令和13年4月30日</u>までの間に終了する各事業年度分の法人税割の税率は、第27条の2第2項の規定にかかわらず、100分の1.8とする。	附 則 （県民税の法人税割の税率の特例） 第8条 昭和51年5月1日から<u>令和8年4月30日</u>までの間に終了する各事業年度分の法人税割の税率は、第27条の2第2項の規定にかかわらず、100分の1.8とする。

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。

令和7年9月3日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第108号議案

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年宮城県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
別表第1（第2条関係） <table><tr><th>提供を受ける区域内の市町村の執行機関</th><th>事 務</th></tr><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>事務処理の特例に関する条例（平成11年宮城県条例第54号）第2条の表34の項の右欄に掲げる市町村の長</td><td>特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）による事務のうち法別表第5第1号の7に掲げるもの</td></tr></table>	提供を受ける区域内の市町村の執行機関	事 務	〔略〕	〔略〕	事務処理の特例に関する条例（平成11年宮城県条例第54号）第2条の表34の項の右欄に掲げる市町村の長	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）による事務のうち法別表第5第1号の7に掲げるもの	別表第1（第2条関係） <table><tr><th>提供を受ける区域内の市町村の執行機関</th><th>事 務</th></tr><tr><td>〔略〕</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>事務処理の特例に関する条例（平成11年宮城県条例第54号）第2条の表34の項の右欄に掲げる市町村の長</td><td>特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）による事務のうち法別表第5第1号の5に掲げるもの</td></tr></table>	提供を受ける区域内の市町村の執行機関	事 務	〔略〕	〔略〕	事務処理の特例に関する条例（平成11年宮城県条例第54号）第2条の表34の項の右欄に掲げる市町村の長	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）による事務のうち法別表第5第1号の5に掲げるもの
提供を受ける区域内の市町村の執行機関	事 務												
〔略〕	〔略〕												
事務処理の特例に関する条例（平成11年宮城県条例第54号）第2条の表34の項の右欄に掲げる市町村の長	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）による事務のうち法別表第5第1号の7に掲げるもの												
提供を受ける区域内の市町村の執行機関	事 務												
〔略〕	〔略〕												
事務処理の特例に関する条例（平成11年宮城県条例第54号）第2条の表34の項の右欄に掲げる市町村の長	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）による事務のうち法別表第5第1号の5に掲げるもの												

附 則

この条例は、公布の日又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律（令和7年法律第38号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

令和7年9月3日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第109号議案

震災対策推進条例の一部を改正する条例

震災対策推進条例（平成20年宮城県条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（要配慮者の支援体制の整備に対する協力等） 第23条 県は、市町村が行う要配慮者（災害対策基本法<u>第8条第2項第17号</u>に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）の情報の把握及び震災時支援団体と連携した要配慮者の支援体制の整備に協力するよう努めなければならない。 2 県は、市町村が行う要配慮者であって避難所（災害対策基本法<u>第33条の2第1項第1号</u>に規定する避難所をいう。）での生活において特別な配慮を必要とするものが避難するための施設の確保に協力するよう努めなければならない。 3 [略]	（要配慮者の支援体制の整備に対する協力等） 第23条 県は、市町村が行う要配慮者（災害対策基本法<u>第8条第2項第15号</u>に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）の情報の把握及び震災時支援団体と連携した要配慮者の支援体制の整備に協力するよう努めなければならない。 2 県は、市町村が行う要配慮者であって避難所（災害対策基本法<u>第49条の7第1項</u>に規定する避難所をいう。）での生活において特別な配慮を必要とするものが避難するための施設の確保に協力するよう努めなければならない。 3 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 9 月 3 日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第110号議案

損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成23年宮城県条例第128号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（回収納付金を受け取る権利の放棄） 第3条　〔略〕 （1）～（5）　〔略〕 （6）　産業競争力強化法第2条第21項に規定する特定認証紛争 解決事業者が行う同条第22項に規定する特定認証紛争解決手 続に基づき策定された事業の再生に関する計画 （7）～（9）　〔略〕	（回収納付金を受け取る権利の放棄） 第3条　〔略〕 （1）～（5）　〔略〕 （6）　産業競争力強化法第2条第20項に規定する特定認証紛争 解決事業者が行う同条第21項に規定する特定認証紛争解決手 続に基づき策定された事業の再生に関する計画 （7）～（9）　〔略〕

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年9月3日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第111号議案

産業交流センター条例の一部を改正する条例

産業交流センター条例（平成7年宮城県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第11条関係）				別表（第11条関係）			
(1) [略]				(1) [略]			
区 分		利 用 料 金 の 基 準 額		区 分		利 用 料 金 の 基 準 額	
		使 用 時 間 内	使 用 時 間 外			使 用 時 間 内	使 用 時 間 外
本館屋内展示場（附属の主催者事務室、主催者会議室、主催者控室及び主催者倉庫を含む。以下同じ。）	[略]	[略]	[略]	本館屋内展示場（附属の主催者事務室、主催者会議室、主催者控室及び主催者倉庫を含む。以下同じ。）	[略]	[略]	[略]
本館屋内展示場以外の本館展示棟内施設	<u>1 平方メートル</u>	全日 午前 232円 午後 116円 夜間 116円	<u>1時間につき</u> 29円				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

本館会議室	[略]	[略]	[略]
本館大ホール及び本館会議室以外の本館会議棟内施設	1 平方メートル	全日 156円 午前 78円 午後 78円 夜間 78円	1 時間につき 20円
[略]		[略]	[略]
[略]		[略]	
西館研修室	[略]	[略]	
西館屋内展示場（附属の主催者控室を含む。）の項から西館研修室の項までに掲げる施設以外の西館内施設	1 平方メートル	全日 256円 午前 128円 午後 128円 夜間 128円	1 時間につき 32円

備考

(1)～(5) [略]

(6) 本館屋内展示場以外の本館展示棟内施設、本館大ホール及び本館会議室以外の本館会議棟内施設及び西館屋内展示場（附属の主催者控室を含む。）の項から西館研修室の項までに掲げる施設以外の西館内施設の利用料金は、展示、催し等の目的に使用する場合に徴収する。

(7) [略]

(2) [略]

本館会議室	[略]	[略]	[略]
[略]		[略]	[略]
[略]		[略]	
西館研修室	[略]	[略]	

備考

(1)～(5) [略]

(6) [略]

(2) [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年11月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の第11条第2項の規定による利用料金の承認の申請その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和7年9月3日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第112号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

県は、大崎市内一般県道鳴子池月線における障害物による事故について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、次のとおり和解及び損害賠償の額の決定ができるものとする。

- 1 損害賠償額 2,350,537円
- 2 和解の相手方 栗原市一迫柳目字大郷33番地
有限会社丸新運輸商事
- 3 和解の内容 県は相手方に損害賠償額2,350,537円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。

令和7年9月3日提出

宮城県知事 村井嘉浩

議第113号議案

公立大学法人宮城大学の定款変更について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定により、公立大学法人宮城大学定款を次のとおり変更するものとする。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

変 更 後	変 更 前																																
別表（第29条関係） 1 [略] 2 [略] <table><tr><td>施 設 名</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td><u>ほ 圃場実験棟（令和 7 年 3 月除却）</u></td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table>	施 設 名	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<u>ほ 圃場実験棟（令和 7 年 3 月除却）</u>	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	別表（第29条関係） 1 [略] 2 [略] <table><tr><td>施 設 名</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td><u>ほ 圃場実験棟</u></td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td><td>[略]</td></tr></table>	施 設 名	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<u>ほ 圃場実験棟</u>	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
施 設 名	[略]	[略]	[略]																														
[略]	[略]	[略]	[略]																														
<u>ほ 圃場実験棟（令和 7 年 3 月除却）</u>	[略]	[略]	[略]																														
[略]	[略]	[略]	[略]																														
施 設 名	[略]	[略]	[略]																														
[略]	[略]	[略]	[略]																														
<u>ほ 圃場実験棟</u>	[略]	[略]	[略]																														
[略]	[略]	[略]	[略]																														

上記の変更は、総務大臣及び文部科学大臣の認可のあった日から施行する。

令和7年9月3日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第114号議案

財産の取得について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、次のとおり財産を取得することができるものとする。

- 1 取得しようとする財産 情報通信機器（タブレット端末等）一式
- 2 取 得 金 額 258,502,970円
- 3 財 産 取 得 の 相 手 方 仙台市宮城野区榴岡一丁目6番11号
テクノ・マインド株式会社

令和7年9月3日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第115号議案

工事請負契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

- 1 工 事 名 県民会館・NPOプラザ複合施設（仮称）新築電気工事
- 2 請 負 金 額 4,622,200,000円
- 3 契約の相手方 ユアテック・日本電設工業特定建設工事共同企業体

構成員

仙台市宮城野区榴岡四丁目1番1号

株式会社ユアテック

東京都台東区池之端一丁目2番23号

日本電設工業株式会社

令和7年9月3日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第116号議案

工事請負契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

- 1 工 事 名 県民会館・NPOプラザ複合施設（仮称）新築衛生工事
- 2 請 負 金 額 3,275,800,000円
- 3 契約の相手方 仙台市宮城野区新田三丁目21番5号

中央管工業株式会社

令和7年9月3日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第117号議案

工事請負契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。

- 1 工 事 名 県民会館・NPOプラザ複合施設（仮称）新築空調工事
- 2 請 負 金 額 5,066,072,000円
- 3 契約の相手方 東京都新宿区新宿六丁目27番30号

高砂熱学工業株式会社

令和7年9月3日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第118号議案

工事請負変更契約の締結について

令和5年12月19日議第169号議案をもって議決され、令和7年2月19日報告第5号をもってその一部の変更を報告した旧筑川排水機場建設工事の請負について、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

請 負 金 額 643,990,600円を760,262,800円に変更する。

令和7年9月3日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第119号議案

工事請負変更契約の締結について

令和6年3月13日議第80号議案をもって議決され、令和7年2月19日報告第10号をもってその一部の変更を報告した旧筑川排水機場機械設備工事の請負について、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

請 負 金 額 1,611,002,800円を1,711,184,200円に変更する。

令和7年9月3日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第120号議案

工事請負変更契約の締結について

令和5年12月19日議第170号議案をもって議決され、令和7年6月12日報告第18号をもってその一部の変更を報告した宮城県佐沼高等学校校舎等改築工事（その1）の請負について、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

請 負 金 額 2,568,155,700円を2,762,047,200円に変更する。

令和7年9月3日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第121号議案

工事請負変更契約の締結について

令和6年3月13日議第81号議案をもって議決され、令和7年6月12日報告第19号をもってその一部の変更を報告した宮城県迫桜高等学校校舎等改修工事の請負について、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

請 負 金 額 777,519,600円を821,238,000円に変更する。

令和7年9月3日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

議第122号議案

工事請負変更契約の締結について

令和6年3月13日議第82号議案をもって議決され、令和7年6月12日報告第20号をもってその一部の変更を報告した宮城県立視覚支援学校校舎等改築工事の請負について、次のとおり変更契約を締結することができるものとする。

請 負 金 額 1,562,877,800円を1,646,824,300円に変更する。

令和7年9月3日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

報

告

報告第24号

専決処分の報告について

令和5年12月19日議第171号議案をもって議決された宮城県佐沼高等学校校舎等改築工事（その2）の請負契約について、その一部の変更を地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により令和7年7月15日次のとおり専決処分した。よって同条第2項の規定により報告する。

請 負 金 額 852,500,000円を867,808,700円に変更する。

令和7年9月3日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

報告第25号

専決処分 of 報告について

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分した。よって同条第2項の規定により報告する。

和解の相手方	和解の内容	損害賠償の事由	損害賠償額	専決処分年月日
個人	県は相手方に損害賠償額7,165円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理道路の損傷による事故	7,165円	令和7年7月15日
個人	県は相手方に損害賠償額744,776円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理施設の損壊飛散による事故	744,776円	令和7年7月16日
個人	県は相手方に損害賠償額129,294円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	職務執行上の過失による事故	129,294円	令和7年7月22日
個人	県は相手方に損害賠償額160,745円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理施設の損壊飛散による事故	160,745円	令和7年7月22日
柴田郡村田町菅生6-1 株式会社菅生	県は相手方に損害賠償額881,000円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	職務執行上の過失による事故	881,000円	令和7年7月22日
栗原市若柳字川北堤下27番地 医療法人財団弘慈会	県は相手方に損害賠償額226,936円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理道路の損傷による事故	226,936円	令和7年7月25日
神奈川県相模原市中央区清新六丁目 11番2号 西協輸送産業有限会社	県は相手方に損害賠償額80,300円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理道路上の障害物による事故	80,300円	令和7年7月25日

個人	県は相手方に損害賠償額9,600円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県管理道路の損傷による事故	9,600円	令和7年7月25日
個人	県は相手方に損害賠償額608,616円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	県有地内立木の枝の落下による事故	608,616円	令和7年8月5日

令和7年9月3日提出

宮城県知事 村井 嘉 浩

報告第26号

専決処分の報告について

令和7年7月25日、県営住宅の明渡請求等に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分した。よって同条第2項の規定により報告する。

1 訴えの趣旨

県営住宅の明渡し並びに滞納家賃及び県営住宅条例（昭和35年宮城県条例第12号）第39条第4項に規定する金銭の支払を求める。

2 訴えの相手方等

相手方	明渡しを求める物件	滞納家賃額	訴えの提起年月日
個人	県営将監第一住宅1戸	168,000円	令和7年8月4日

令和7年9月3日提出

宮城県知事 村井嘉浩

報告第27号

専決処分 of 報告について

交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分した。よって同条第2項の規定により報告する。

和解の相手方	和解の内容	損害賠償額	専決処分年月日
塩竈市杉の入四丁目2番9号 有限会社櫻井自動車商会	県は相手方に損害賠償額16,973円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	16,973円	令和7年7月15日
個人	県は相手方に損害賠償額187,408円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	187,408円	令和7年7月22日
亘理町	県は相手方に損害賠償額63,800円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	63,800円	令和7年7月22日
柴田町	県は相手方に損害賠償額159,500円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	159,500円	令和7年7月22日
個人	県は相手方に損害賠償額189,640円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	189,640円	令和7年7月22日
仙台市若林区古城三丁目10番33号 株式会社宮城ヤンマー商会	県は相手方に損害賠償額176,935円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	176,935円	令和7年7月22日
個人	県は相手方に損害賠償額295,212円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	295,212円	令和7年7月25日
個人	県は相手方に損害賠償額201,349円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。	201,349円	令和7年8月1日

令和7年9月3日提出

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩